

公 示

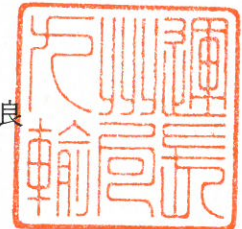
「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第2号第4欄ただし書」に該当する営業所について

旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第2号第4欄ただし書の「当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、一。」について、下記のとおり定めたので公示する。

この取扱いは、平成29年12月1日から適用する。

平成29年4月17日

九州運輸局長 佐々木 良



記

1. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、専ら会葬者の輸送を許可条件に付されている事業者の営業所
2. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域に存する営業所
3. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、専ら車椅子での乗降装置及び車椅子固定設備等特殊な装備を施した車両を用いた輸送を許可条件に付されている事業者の営業所

運行管理者の必要選任数が 最低2名になります。

平成29年
12月1日から

営業所ごとの運行管理者の**必要選任数**は、**最低2名**。
40両以上は下記のとおりとなります。

事業用自動車の数	39両まで	40両～59両まで	60両～79両まで	80両～99両まで	100両～129両まで
運行管理者必要選任数	2人	3人	4人	5人	6人

【運行管理者の必要選任数を1名とする営業所の特例】

当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が**4両以下**であって、**次のいずれかに当たる場合**。

- 専ら会葬者の輸送を許可条件に付されている事業者の営業所
- 一般的に需要の少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの)の地域に存する営業所
- 専ら車椅子での乗降装置及び車椅子固定設備等特殊な装備を施した車両を用いた輸送を許可条件に付されている事業者の営業所

平成29年12月1日以降、必要な数の運行管理者が選任されていない場合は、監査等を行い、行政処分の対象となりますので、十分に注意してください。

運行管理者の選任に関し、ご不明な点があれば、裏面の連絡先までお問い合わせ下さい。

運行管理者の選任にあたっては、裏面を参考にしてください。

運行管理者の選任にあたって必要な手続きについて

運行管理者を選任するにあたり、以下の手続きが必要となります。

①運行管理者になろうとする方が、運行管理者試験(平成29年8月27日実施)を受験し合格する必要があります。

※運行管理者試験を受験するためには、基礎講習を修了しているか又は運行の管理に関し1年以上の実務経験を有する必要があります。

(運行管理者試験センター TEL 03-5367-2357 : HP <http://www.unkan.or.jp/>)

②試験に合格した方は、運輸支局等に対し、速やかに運行管理者資格者証交付申請を行い、資格者証の交付を受けてください。

(交付申請書 <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/car/file04/20161205-unkoukanri-yousiki1.pdf>)

③運行管理者資格者証を有する方の中から、運行管理者を選任したうえで、運輸支局等に運行管理者の選任の届出をしてください。

※運行管理者を選任した場合は、15日以内に届出が必要です。

(選任届出書 <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/car/file04/20161205-unkoukanri-yousiki2-1.pdf>)

注:既に必要な数の運行管理者を選任し、届出をしている場合は、本制度にかかる新たな手続きは不要です。

【問い合わせ先】

○ 福岡運輸支局	整備部門	092-673-1196
○ 佐賀運輸支局	整備部門	0952-30-7274
○ 長崎運輸支局	整備部門	095-839-4749
○ 熊本運輸支局	整備部門	096-369-3130
○ 大分運輸支局	整備部門	097-558-2577
○ 宮崎運輸支局	整備部門	0985-51-3958
○ 鹿児島運輸支局	整備部門	099-261-9194

※詳細な改正内容、Q&Aについては、下記URLをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html

軽井沢スキーバス事故を受けた対策について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、貸切バスの安全・安心な運行のために国土交通省が講じた対策を公表しています。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html)

【改正概要】

貸切バスの一層の安全確保のため、運行管理に関する義務を拡充します。

(<http://www.mlit.go.jp/common/001155869.pdf>)